

建築士法 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書記載事項は事実に相違ありません。

群馬県知事 へ

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所（群馬県）知事登録第 号

事務所名称

所在地

電話

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

| 報告事業年度 | | | | |
|--------|---|----------|-------|--|
| 始期 | — | 平成 令和 | 年 月 日 | |
| 終期 | — | 平成 令和 | 年 月 日 | |

(第三面)

所属建築士名簿

| ふりがな 氏名 | 一級建築士、二級建築士又は、木造建築士の別及び管理建築士である場合に あつては、その旨 | 登録番号 | 登録を受けた都道府県名（二級建築士、木造建築士の場合） | 建築士法第22条の2第1号から3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日 | 構造一級建築士・設備設計一級建築士である場合は、その旨 | 構造一級建築士証又は一級建築士証の交付番号 | 建築士法第22条第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれの直近のものを受けた年月日 |
|------------|--|------|-----------------------------|--|--|-----------------------|--|
| | | | | | | | |
| | | 計 | | | 一級建築士 _____名 二級建築士 _____名 木造建築士 _____名 構造設計一級建築士 _____名 設備設計一級建築士 _____名 | | |

